## 令和7年度 四街道市立大日小学校いじめ防止基本方針

R7.4.1

## 1 基本理念

# 一 いじめは しない・させない・見逃さない -

## 【いじめの定義】

## (いじめ防止対策推進法第2条1項)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(イン ターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛 を感じているものをいう。

#### 【いじめの認知にあたっては】

○個々の行為がいじめに当たるか否かは、表面的・形式的にとらえることなく、いじめられている児童の 立場に立って判断する。

(いじめられた児童の気持ちを重視する。)

- ○起こった場所は学校の内外を問わない。
- ○心理的な影響とは「仲間はずれ」や「集団による無視」など、直接的にかかわるものではないが、心理 的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- ○物理的な影響とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたり することなどを意味する。

#### 【本校の基本姿勢】

- ○「学校いじめ防止基本方針」は、年度ごとに教職員やこどもたち等から幅広く意見を聴取して方針を 策定する。
- ○いじめ問題に対する学校の基本理念姿勢を以下の内容を全職員で共通理解している。
- ①児童は、いじめを行ってはならない。
- ②暴力・暴言を排除する。
- ③いじめを許さない, 見過ごさない雰囲気づくりに努める。(ささいな兆候も見逃さない)
- ④児童一人一人を大切にし、誰もが安心して学ぶことのできる学校をめざす。
- ⑤すべての教職員が高い人権意識で指導にあたるとともに、関係機関や専門家・地域との連携協力に努める。
- ⑥学校と家庭が協力をして、未然防止・早期発見・迅速な対応をめざす。 (正確で丁寧な説明をして、隠蔽や虚偽は行わない。)

## 2 いじめ防止等への組織的対策

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

#### 【構成】

いじめ防止対策推進委員会

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任 人権教育担当・養護教諭・特別支援コーディネーター (必要に応じて関係する職員が加わる)

市教委指導主事

医師・弁護士・警察等の専門家・SC・SSW

### 【活動】

- ①いじめアンケート調査の実施(児童・保護者)
- ②いじめに関する校内研修の計画・実施
- ③いじめ防止の啓発(ホームページへの掲載,入学時・年度初め等,さまざまな機会を活用して説明)
- ④いじめ発生時における事実関係の把握と対応策の協議
- ⑤重大事態発生時における市教委への報告,医師,弁護士等の専門家を加えての,事態の調査,対応策の 協議

### 【開催】

- ○毎月開催する。
- ◎いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ○学校いじめ対策組織において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援・指導を行った際の記録を 作成し、適切に保存・管理する。

## 3 いじめの未然防止に対する取組

# いじめに向かわない子どもを、全ての教職員で育てる

児童が,周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中,安心・安全に学校生活を送ることができ,規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり,学校づくりを行っていく。

## 希望の登校・満足の下校

## (わくわく登校・にこにこ下校)

## 【豊かな心・強い心を育てる】

- ①人権教育・道徳教育の充実
  - ○「『いのち』の輝きとつながり」を主題とし「考え、議論する」ことを意識させる。
  - ○自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通う人間関係を構築 する力を養う。
  - ○発達障害,外国籍児童,LGBT,GID(性同一性障害)等への誤解を生まないための正しい理解を 定着させる。
  - ○長期欠席児童, 感染症に伴う欠席をしている児童 (ワクチン接種等も含む) への誤解を生まないための 正しい理解を定着させる。
  - ○他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を育てる。
  - ○人権週間の取組を行う。(12月)
- ②居場所づくり・絆づくり
  - ○児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
  - ○すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活をめざす。
  - ○人とつながる喜びを味わう体験活動を大切にする。
  - ○友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できるような活動を通して、コミュニケーション能力を 育成する。
  - ○一人一人が活躍できる仲間づくり・集団づくりを進めていく。
  - ○特別活動の年間指導計画に、豊かな人間関係づくり実践プログラムを位置付ける。
- ③いじめを決して許さない・いじめを見逃さない
  - ○いじめの態様についての理解を促し、強い心と正義感を育てる。学校全体で暴力や暴言を排除する姿勢を貫く。

- ○自分がいじめられていることや、周囲のいじめについて、勇気を持って教師や保護者へ相談することは、正しいことであるという気持ちを育てる。
- ○生活の中で,過度の競争意識,勝利至上主義など,いじめを誘発すると予想される事象への適切な指導を行う。

### 【教師力を高める】

- ①わかる授業・できる授業
  - ○学ぶ楽しさや成就感を味わわせることができる授業を行う。
  - ○児童が互いに認め合い、学び合うことができる授業を工夫する。
  - ○授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレッサーにならないよう,一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進める。
  - ○自己決定をすることのできる授業づくりをすることで、自己存在感を感じられるようにする。
- ②個に応じたきめ細やかな対応
  - ○子どもの話をよく聞き,一人一人の願いや思いをくみとる。
  - ○教職員の不適切な認識や言動や体罰が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりする ことを認識し、いじめが生まれる背景をつくらないようにする。
  - ○いじめ加害の背景にある,勉強や人間関係等のストレスの要因に着目し,その改善を図るとともに ストレッサーに適切に対処できる力を育てる。
- ③教職員のいじめ問題に対する適切な発言や対応の徹底
  - ○いじめを助長する言動と誤解されることがないよう、指導上の言動に注意する。
  - ○いじめ対策のための臨機応変な対策ができるよう,適切な研修を行う。

### 【啓発活動を行う】

- ①いじめについて学ぶ
  - ○命の教育の充実
  - ○学校だよりを通じての保護者への啓発 いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を示し、速やかに学校に相談するように呼び掛ける。
  - ○インターネットを通じて行われるいじめの防止 インターネット上のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。
- ②いのちを大切にするキャンペーンの実施(2学期)
- ③いじめ撲滅キャンペーンの実施(11月~12月) 児童会主体の活動を支援する
- ④教育相談ポストの周知

#### 4 いじめの早期発見

#### 【日常的な教育相談】

定期的な教育相談を実施するとともに、日常的に相談しやすい人間関係の構築に努めている。

- ①教育相談ポストの設置
  - ○「大日っ子広場」に設置し、養護教諭が定期的に確認をする。
  - ○相談が寄せられたときには教頭へ報告をし、迅速に適切な対応をする。
- ②児童の様子の観察
  - ○交友関係の変化や授業中・授業以外の様子をよく観察し、いじめの早期発見に努める。( 顔色、姿勢、学習態度、言葉遣い、行動、表情、視線、声をかけた時の反応、学習用品、身の回りの物、机の落書き、生活ノートなど) →いじめを発見した時は面談、電話等で速やかに保護者に連絡する。

#### 【定期的な調査】

- ①四街道市教育委員会指定のいじめアンケート調査を実施する。
  - ○児童へは年3回(6月,12月,2月)に行う。※保存期間は,通常案件3年,重大案件5年

- ○保護者へは年1回(12月又は2月)に行う。
- ○実施にあたっては、児童が落ち着いて記入できるように配慮する。
- ○個人情報の扱いに注意する。
- ○担任が集計をし、生徒指導主任が取りまとめと確認をする。支援や指導が必要な回答があった場合は管理職へ報告をし、迅速に対応にあたる。
- ②教育相談月間を実施
  - ○年3回(6月,12月,2月)にいじめアンケートを活用した教育相談(全校児童対象)を実施する。
- ③生徒指導委員会
  - ○毎月の職員会議において児童の様子について情報交換し,多くの教師の目で学校全体の児童を見守っていく。その後,必要に応じて委員会を開催する。
- ④いじめ防止対策推進委員会
  - ○いじめが発覚,もしくは疑わしい事案が発生した際には,速やかに委員会を開き,対応を協議する。 (詳細については、P5.6いじめを認知した場合の対応を実施する。)
- ◎いじめの情報を教職員に報告した児童が、不利益な立場にならないよう学校生活を送ることができるように十分に配慮する。

## 5 いじめの相談・通報

いじめで悩んだときには

- ◎誰でもよいから話しやすい人に相談すること。◎通報をする勇気をもつこと。
- ○いじめられていることを「恥ずかしい、みじめな、親が悲しむ」と考えない。
- ①校内のいじめの相談窓口の設置
  - ○相談窓口を養護教諭・特別支援教育コーディネーターとし、全校に周知する。
- ②校外のいじめの相談・通報窓口

#### 相談窓口一覧

- ○千葉いのちの電話
  - 043-227-3900(24時間)
- ○24時間子供SOSダイヤル
  - 0120-0-78310 (全国共通)
- ○千葉県子どもと親のサポートセンター
  - 0120-415-446 (24時間)
- ○四街道市青少年育成センターの相談電話 0120-423-006

- ○子どもの人権110番(全国共通)
- (千葉法務局内 月~金8:30~17:15)
- $0\ 1\ 2\ 0\ -\ 0\ 0\ 7\ -\ 1\ 1\ 0$
- ○ヤングテレホン (千葉県警察少年センター)
- $(月 \sim \text{金9} : 0.0 \sim 1.7 : 0.0)$ 
  - $0\ 1\ 2\ 0\ -\ 7\ 8\ 3\ -\ 4\ 9\ 7$
- ○チャイルドライン千葉
- $(月~\pm 1.6:0.0~2.1:0.0)$
- $0\ 1\ 2\ 0 9\ 9 7\ 7\ 7$

## 6 いじめを認知した場合の対応

【報告連絡体制】

いじめの認識,担任と生徒指導主任に報告

 $\downarrow$ 

生徒指導主任が情報を収集・集約し、校長・教頭に報告

↓ 組織で対応・情報の共有

「いじめ対策推進委員会」を開き情報共有といじめの判断や緊急性について協議

管理職の指導と助言のもと、認知と指導方針を決定

生徒指導主任が四街道市教育委員会へ報告(毎月3日までに)

- ◎犯罪行為として取り扱われるべきと認められるような重要なものや,児童の生命,身体又は財産に重大な被害が生じるような内容である場合には、警察へ相談・通報の上,連携した対応を取る。
- ◎関係児童のプライバシーに留意して対応する。
- ◎いじめに係る情報を適切に記録する。

### 【被害児童とその保護者への指導・対応】

- ○「大日小学校いじめ防止基本方針」に沿った対応をすることを伝える。
- ○「いじめが存在する」という視点で聴き取りに臨む。 (関わっている児童,時間・期間と場所,被害の内容,周囲の様子や状況,現在の気持ちと希望)
- ○心の痛みや苦しみによりそい、徹底して守りぬくことを本人と保護者へ伝え、安心感を与える。 (電話で連絡をした後、必要に応じて面談を行う。)
- ○「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自信を取り戻せるように言葉をかける。
- ○「よく話してくれた」と勇気を認めて褒めることで、自尊感情を高める。
- ○担任と養護教諭・関わりのある職員を中心に、本人の不安を取り除くことができるようにケアにあたる。
- ○いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人・教職員・家族・地域の人等)と連携して,本人を支援する。
- ○いじめの調査結果についての情報を提供し、今後の対応と、安心して学校生活を送るために配慮をすることを、本人と保護者へ伝える。

(学級にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍できる場づくりを支援)

- ○必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルカウンセラーの協力を依頼する。
- ○解決したと思われる場合でも、継続して情報収集を行い、再発防止に努める。
- ○いじめをきっかけとして不登校に陥った児童生徒については、いじめの解消に向けた取組だけでなく、 保護者や関係機関等との連携を図りつつ不登校対策の充実に取り組んでいく。

#### 【加害児童とその保護者への指導・対応】

- ○「大日小学校いじめ防止基本方針」に沿った対応をすることを伝える。
- ○中立な立場で臨む。
- ○複数の教師が、関係する児童一人一人から聞き取りをし、事実を正確に把握する。
- ○いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、いじめを完全にやめさせる。(いじめは非人間的であり、人格を傷つけ、追い詰められた被害児童の命に関わることもあることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。)

- ○いじめに至る背景や心情を理解し、いじめという行為について後悔と謝罪の気持ちを醸成する。
  - (グループの主従関係や内なる被害・加害関係に留意する。また,加害児童が抱える問題など,いじめの背景にも目を向け、問題が繰り返されないよう適切な指導をするとともに,心理的な孤立感・疎外感を与えないよう配慮し、健全な人格の発達を促す。)
- ○いじめの加害児童が被害児童や通報者に、圧力をかけたり報復をしたりしないように指導をする。
- ○いじめの事実を保護者へ通知し、以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言をして再発を防ぐ。

### 【いじめが起きた集団や見ていた児童への指導】

- ○事実を話すことは、人を救う行為であることを伝えて聴き取りをする。
  - (教職員がいじめの問題に真剣に取り組んでいる姿勢を示し、いじめの事実を伝えることは、苦しむ人を救う立派な行為であることを伝える。)
- ○観衆や傍観者であったことを責めずに、中立な立場で事実確認を行う。(複数対応で行う。)
- ○観衆や傍観者となっていた背景や心情を理解する。
  - (葛藤を抱えながらも自分がいじめられることに怯えて観衆・傍観者になっていた児童の心情に配慮する。)
- ○起こったいじめや見ていたいじめについて、被害児童の立場に立って加害児童の言動を考えさせる。 (自覚の有無に関わらず、被害児童に苦痛を与える言動が間違っていたことを確認し、それが「いじめ」 であることを認識させる。)
- ○被害児童の立場に立って、自身の言動や態度を考えさせる。(被害児童が観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせ、直接関わっていなくても、いじめる様子をおもしろがったり、見て見ぬふりをしたりすることが「いじめ」に加担する行為であることを諭す。)
- ○いじめを許さない気持ちを持たせる。(どのような理由であっても、いじめは絶対に許さない行為であることを理解させる。)
- ○いじめを通報することは、はずかしいことではないということを伝え、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持てるようにする。
- ○いじめから守り抜くことを伝える。(「次には自分がいじめの対象になってしまうかも」と不安に思う 児童には、事実を伝えた勇気を認めると同時に、教職員や学校が必ずいじめから守ることを伝える。)
- ○いじめの事実を伝えた児童が、安心して生活および相談できるように、聴き取った内容について守る べき秘密は守ることを約束する。
- ○学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き 渡らせるようにする。
- ○「いじめが解消している」状態については国の基本方針をもとに、必要に応じて他の事情も勘案して 判断する。また、「解消している」状態に至っても当該いじめの被害及び加害児童を注意深く観察して いく。

#### (国の基本方針抜粋)

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット等も含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期に設定するものとする。

② 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

## 7 重大事態への対処

【重大事態と認める基準】(法及び国基本方針で定めたもので、各学校で定めるものではない)

(いじめ防止対策推進法第28条) 第1項

- 1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が年間30日を目安に学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※ 児童や保護者から申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして報告、調査にあたる。

【重大事態が発生した場合の対応】 ※緊急時は臨機応変に対応する

重大事態の認識者が被害児童の安全を確保する

重大事態の認識者が、担任と生徒指導主任に報告

担任・生徒指導主任が校長・教頭に報告

該当学年主任と担任を交えて、いじめ防止対策推進委員会を開く

校長又は教頭が四街道市教育委員会へ報告 ※一報後、文書により報告をする。

必要に応じて校長が警察等の関係機関へ通報し連携を図る

- ○重大事態の調査は、被害の内容・日時・回数・加害者と関係している児童・背景・過去のできごとと 発生の経緯等についての詳細な情報を得る。
- ○調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえると共に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂版)「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月)により、適切に実施する。

## <相談・連携機関等>

四街道警察署043-432-0110四街道市青少年育成センター043-421-7867子どもと親のサポートセンター0120-415-466

## 8 公表・点検・評価について

- ○本校のいじめ防止基本方針をホームページで公表する。
- ○学校評価アンケートにいじめ防止に関する項目を加え、年度ごとに評価をし、分析を行い、これに基づいた対応を取る。(児童・保護者・教職員が実施)
- ○いじめ防止基本方針は、毎年2月のいじめ防止対策推進委員会において見直しをする。

# 9 いじめ防止に関わる取り組みについて

## <年間指導計画>

月	内 容
4月	生徒指導委員会,いじめ調査(※毎月)
	いじめ防止対策推進委員会
	※「いじめ防止基本方針」についての共通理解
	SOSの出し方教育の実施
5月	いじめ防止対策推進委員会
6 月	いじめ防止対策推進委員会
	教育相談①
7月	いじめ防止対策推進委員会
8月	人権教育研修会の開催、いじめに関する研修会
9月	いじめ防止対策推進委員会
10月	教育相談②
	いじめ防止対策推進委員会
11月	いじめ撲滅キャンペーンの実施
	いじめ防止対策推進委員会
12月	人権週間の取組
	いじめアンケートの実施
	いじめ防止対策推進委員会
1月	いじめ防止対策推進委員会
2月	いじめ防止対策推進委員会
	教育相談③
3月	いじめ防止基本方針の見直し
	いじめ防止対策推進委員会